

令和3年9月 定例会

第1号（令和3年9月14日）

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P4
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P4
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P5
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P7
<input type="checkbox"/> 一般質問 .....	P10
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P27

令和3年9月		池田町9月定例会		第 1 日		
招集年月日		令和3年9月7日		池田町告示第27号		
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和3年9月14日		午後1時30分		
散会 閉会		令和3年9月14日		午後3時02分		
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		8番	岩 崎 昭 一	1番	丸 石 純 一	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	山 口 証 明				
	町 長	杉 本 博 文		住民税務課長	佐 野 成 美	
	副 町 長	溝 口 淳		農村政策課長	中 村 博 司	
	教 育 長	内 藤 徳 博		木望の森づくり課長	長 谷 川 正 喜	
	総務財政課長	森 川 弘 一		保健福祉課長代理	山 本 弘 紀	
	町土整備課長	山 崎 政 弥		教育委員会 事務局課長	飯 田 康 彦	
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

# 令和3年9月定例会日程表（第1号）

令和3年9月14日（火）

午後1時30分 開会

## 開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第50号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第51号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第52号 令和3年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
(第2号)

日程第7 議案第53号 令和3年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第54号 令和3年度池田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第55号 池田町個人情報保護条例及び池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第56号 池田町手数料徴収条例の一部改正について

日程第11 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第58号 令和2年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について

施政方針並びに提案理由の説明

日程第13 一般質問

閉議

令和3年9月定例会会議録（初日）

令和3年9月14日

開始時間 午後1時30分

○飯田議長

本日、令和3年、池田町議会、9月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

ただ今の、出席議員は8名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年、池田町議会、9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則 第112条の規定により、8番 岩崎 昭一 君 1番 丸石 純一 君の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの、4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○飯田議長

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から17日までの、4日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会 会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、15日と16日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○飯田議長

ご異議なしと認めます。

よって、本日14日と17日は本会議、15日と16日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第5号

令和2年度 一般財団法人「池田屋」の事業報告および収支決算について

報告第6号

令和2年度 一般財団法人「池田町農業公社」の事業報告  
および収支決算について

報告第7号

令和2年度 株式会社「まちアップいけだ」の事業報告および  
収支決算について

報告第8号

令和2年度 健全化判断比率および資金不足比率の報告について

以上4件の報告が参っております。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。  
本定例会に、すでに配布のとおり、議案第50号ほか8件が提出されてお  
ります。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者  
の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

○飯田議長

日程第4

議案第50号

令和3年度 池田町一般会計補正予算（第3号）

日程第5

議案第51号

令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6

議案第52号

令和3年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）

日程第7

議案第53号

令和3年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8

議案第54号

令和3年度池田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9

議案第55号

池田町個人情報保護条例及び池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

日程第10

議案第56号

池田町手数料徴収条例の一部改正について

日程第11

議案第57号

公の施設の指定管理者の指定について

○飯田議長

日程第12

議案第58号

令和2年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について

以上、9議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

池田町議会 9 月定例会の開会にあたり町政諸事の報告とともに、本日ご提案いたしました各議案の概要についてご説明いたします。はじめに町内はいよいよ稲刈りが始まり慌ただし収穫の季節を迎えましたが、本日議員各位には全員のご出席を頂き御礼申し上げます。さて最初に町政の諸事諸状況についてご報告をいたします。まずコロナワクチン接種について町内の状況をご報告いたします。9 月 10 日時点でのデータにてご報告いたします。なお町外にての個別接種された方についてはデータの把握が困難なため完全な数字ではない旨ご了承頂きたくお願い申し上げます。町民 12 歳からの総対象者数は 2294 名であり、うち接種希望者は 1894 名 82.56%の希望者となっております。総希望者に対する接種の完了率は 1 回接種者が 1889 名 99.7%、2 回完了者が 1660 名 87.6%となっております。そのうち 65 歳以上の接種希望者は 1014 名となり 1 回の接種者は 1014 名で接種率 100%、2 回の接種完了者は 993 名で接種率は 97.9%となっております。また 16 歳から 64 歳までの希望者は 855 名で内 1 回の接種完了者は 854 名、接種率 99.9%、2 回の接種完了者は 667 名接種率 78%となっております。12 歳から 15 歳までの希望者は現在 25 名となっております 1 回目の接種を 21 名の方が完了致しております。2 回目の接種につきましては随時計画通りに進めてまいりたいと考えております。これらの状況から概ね接種希望者へのワクチン接種については、先の見込みが立ったとの判断により集団接種は 9 月 18 日を最後とし、今後は予約制個別接種にて対応することといたしました。次に昨年もコロナ感染防止のため中止と致しました敬老会につきましては、老人クラブ連合会役員の方ともご相談し、残念ながら本年も感染防止の観点から注視することといたしました。次に町民文化祭につきましては文化振興協議会の皆さんや関係者の方々との意見交換のもと、観客者数の制限など昨年と同様の感染防止の徹底を図り 10 月 30、31 日の両日に開催することといたしました。また 11 月 6 日 7 日に開催予定の食の文化祭につきましては例年通り開催することといたしましたが、それぞれ出展される店舗でのコロナ感染防止対策を徹底されるよう、実行委員会にて



指導周知いただくことといたしました。以上町勢の諸事についてのご報告と致します。

それでは本日ご提案いたしました各議案の概要についてご説明申し上げます。はじめに報告第5号から第7号までの3件につきましては、池田町が出資しております一般財団法人池田屋、一般財団法人池田町農業公社及び株式会社まちアップ池田の令和2年度の事業及び収支の状況について、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。次に報告第8号令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては地方公共団体の財政の健全に関する法律の規定により監査委員の審査意見をつけて、議会に報告するものでございます。健全化判断比率のうち実質公債費比率につきましては、国の定める基準25%に対して三か年の平均値は5.9%となっているほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率についても良好な状態となっております。また簡易水道特別会計他2つの特別会計においても資金不足は生じていない状況であり、監査委員からも特に指摘すべき事項はないとのご意見をいただいております。次に議案第50号、令和3年度池田町一般会計補正予算第3号につきましては、この度29,195,000円を追加し予算の総額を3,868,654,000円といたすものでございます。主な内容について申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費におきましては、公共施設の維持管理、老朽化対策等への基本方針や、それらにかかる経費の見込みなどを記載する公共施設等総合管理計画の改訂作業に5,259,000円を計上致しました。次に7目交通安全対策費におきましては、運転免許証の自主返納や安全運転サポートカーの購入を支援する町の高齢者交通安全支援制度の補助金に4,400,000円を追加いたしました。次に6款農林水産業費、1項農業費7目農地費におきましては、農道や用排水など農業用施設の修繕に6,000,000円を計上致しました。次に19目有害鳥獣対策費におきましては、シカの捕獲頭数が当初から増えていることから、捕獲経費6,120,000円を追加いたしました。次に7款商工観光費、1項商工費、3目住宅促進事業費におきましては、町営住宅の管理を11月から民間の不動産会社に委託する経費として772,000円を計上致しました。次に8款土木費、4項住宅費、2目建築指導費におきましては、すみか新築支援事業、池田でマイホーム支援事業に補助金1,000,000円を追加いたしました。以上これらの主な財源と致しましては9款分担金及び負担金で760,000円、12款県支出金で1,000,000円、16款繰越金で27,435,000円を持って調整いたしましたところでございます。

次に議案第51号令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、この度5,685,000円を追加し予算の総額を299,871,000円といたすものでございます。その内容は5款保険事業費、3項総合保健施設事業

費、1目総合保健施設管理費におきまして、ほっとプラザの屋根修繕及びトイレにベビーチェアを設置する経費として1,539,000円を計上致しました。次に7款諸支出、4項諸費、3目償還金におきましては清算の結果、前年度補助金に返還の必要が生じたため4,146,000円を計上致しました。

次に議案第52号令和3年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算第2号につきましては、この度927,000円を追加し、予算の総額を184,790,000円といたすものでございます。その内容は診察用エコーの年間保守への加入及び往診時でもカルテが見られるようモバイル端末を導入するものであります。

次に議案第53号令和3年度池田町下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、予算の総額に変更はなく委託料と工事請負費の予算の組み替えを行うものでございます。

次に議案第54号令和3年度池田町介護保険特別会計補正予算第2号につきましてはこの度12,193,000円を追加し予算の総額を437,955,000円といたすものでございます。その内容は住宅改修の利用者が増えたため2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護住宅改修費におきまして540,000円を2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防住宅改修費におきまして360,000円を追加いたしました。次に9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金におきましては、清算の結果前年度補助金に返還の必要が生じたため11,293,000円を計上致しました。

次に議案第55号池田町個人情報保護条例及び池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び議案第56号池田町手数料徴収条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い関係条文の整備を行うものであります。

次に議案第57号公の施設の指定管理者の指定につきましては、町営住宅39戸分の管理を石川県金沢市株式会社黒田ハウスに指定管理するものでございます。指定管理者には家賃の収納や入退居の手続き、施設の設備の点検管理等を委託するのであります。

次に議案第58号令和2年度池田町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法の規定に基づき前年度の決算の状況を議会に提出し認定を受けるものであります。その概要についてご説明申し上げます。まず一般会計におきましては、歳入は41億1000万円余、歳出は36億7700万円余となりました。収支結果につきましては翌年度への繰越金も加味した収支である実質収支が3億9200万円余の黒字となっております。続きまして特別会計の決

算につきましては国民健康保険特別会計など 7 会計における歳入の合計は 14 億 3000 万円余、歳出の合計は 13 億 7900 万円余であり、差引 5100 万円余の黒字となりました。また基金につきましては財政調整基金が 13 億 4500 万円余、さらに新庁舎建設基金や観光施設整備基金などを合わせた基金の総額としては 37 億 1800 万円余となっております。なおこれらの決算の内容等につきましては去る 8 月 2 日 6 日 10 日に監査委員の監査を受け適正である旨の審査意見を頂きましたので併せてご報告いたします。以上本日も提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げました。なにとぞ充分御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長

日程第 13 一般質問を行います。

これより、通告順により、発言を許します。

最初の質問者 丸石 純一 君

○丸石議員

議長、丸石

○飯田議長

丸石君

○丸石議員

丸石純一でございます。町議会定例会に通告をしました私の一般質問は大きく 5 項目あります。広報いけだについて、マイナンバーカードについて、環境事業法人について、山林の寄付について、懇話会の報告と池田町のデジタル化についてです。以下順次質問いたします前に、先ほど町長の施政方針でもありましたが池田町においては新型コロナウイルスの希望者接種が順調に進んでいるということに対して、医療関係者の皆様、行政関係者の皆様のご努力に改めてお礼を申し上げます。そして引き続き何卒よろしくお願いいたします。さてそれでは質問いたします。1 項目目の広報いけだのあり方についてです。広報いけだは町民の皆さんご存知のとおり 7 月より紙面が見直されました。7 月号の 17 ページには池田町議会 6 月定例会において広報いけだのあり方に関する議論がなされたことを受け、新たな編集方針を決定したとあります。委員会にて 6 月号の広報誌に関して委員より質問があり、全員協議会にてその質問の回答があり、そしてそこで役場側として今後の方針が出されたものと認識しております。そこで私は広報いけだにおいては行政情報

ばかりではなく、読む楽しみを追加するためにも従来通りの各々の団体から記事を提供してもらったほうが良いのではないかと、という趣旨で意見しました。広報に自分が乗った、または孫が載ったから大事にとってあるんだという意見を聞いたり致します。このような話を聞くと今回の方向性を打ち出したことは、協働や自治を進めている池田町らしくない判断だったなど感じております。しかし理事者からの回答はありませんでした。広報いけだにおいて行政サービスの一環なので議会で何かが決まるわけではありませんが、いったいどのことを指して議論があったと捉えているのでしょうか。また各種団体にはどのように説明をしたかを伺います。改めて老人会連合会や未来レンジャー、こども園、俳句短歌などを広報誌に再び掲載することが池田町のまちづくりにもつながっていると思うのですが、その是非を伺います。また同時に区長配布のあり方も大きく変わりました。もともと日付などがバラバラだった区長配布を 配布物等の負担軽減の目的もあり 1日と 15日にまとめたという経緯がありますが、今後池田町としてどのようにして行きたいかを伺います。また区長配布で配布できるものは、どのように決められているのでしょうか。伺います。

2項目目のマイナンバーカードについて伺います。池田町や県でもマイナンバー普及促進のさまざまな促進事業を行っております。マイナンバーカードを取得することで、いけだ応援券やクリスマスプレゼント抽選カードが来るという池田町のキャンペーンが大変好評となっております。行政職員のオリジナルのアイデアだと伺っており、改めて感謝申し上げます。さてそのマイナンバーカードなのですが、委員会でも何度か質問させてもらっている内容ですが、町民の方の中でも取得はしたけどどう使えるかわからないなどといった声もありますので質問させていただきます。まずマイナンバーカードの利用促進について現在の普及率と今後の目標について伺います。次に池田町にも役場 1階に機械が置いてありますが、コンビニ交付できる証明書の種類と今現在の利用状況を伺います。各集落で取得促進の出張説明などを行っていく計画がありますが、使いかたや便利さをアピールする動画を池田チャンネルで流せないでしょうか。マイナンバーカードに保険証がついたり免許証がつくという話もあります。今後どのように活用拡大されていくかについて伺います。

3項目目の観光事業法人について伺います。この質問をするにあたり今現在コッテコッテの 2階に事務所があります既存の観光協会の仕組みや役割をお尋ね致します。既存の観光協会だけでは今後冠山トンネルの開通や新幹線などの池田町としての観光戦略を考えていく上で大変苦勞されると思いますが、志津原エリアの再開発に伴い、観光協会の今後についてはどのように考えて

いるかをお尋ねします。去年の一般質問で観光事業法人、通称DMOについて協議をしていくという回答がありましたが、既存の観光協会に質問してもまだ何も聴いていないという回答がありました。協議の進捗状況について伺います。

4項目目の質問といたしまして山林の寄付について伺います。木望の森プロジェクトに関して山林の寄付を受けつけるといような話を伺っております。いつ頃から受け入れを開始する予定でいるのでしょうか。また受け入れをするにあたり、事前に集落単位で説明を試みたり、意向調査など必要な手段かと思いますが、どのような告知の方法を考えているのでしょうか。

最後に5項目目 懇話会と池田町のデジタル化について伺います。町長が先日、自治懇話会と環境懇話会を開いたと伺っておりますが、どのような話が出たのか概略について報告をしていただくことはできないでしょうか。必ずしも報告をする義務があるわけではないでしょうが議事録などがないため池田町の有識者を集めて開催された懇話会の内容について報告をしていただきたいです。その上でこれからの池田町の自治や環境を考えていく上で、デジタル化については避けられないと考えております。全国的にも人口が減少している中で住んでる人に不便を感じさせないため インターネットを活用した診療サービスや自動運転バス、行政のデジタル化、学校教育のデジタルコミュニケーションなど、池田町の中でICT, IOTなどといった、要するにオンライン化デジタル化を活用した 展望があれば伺いたいです。

終わります

○森川課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○森川課長

わたくしより丸石議員の広報いけだについてのご質問にお答え致します。役場が発行する広報誌は、町民の方に正しい情報を確実に分かりやすく伝えることが重要であり、広報いけだについては役割が2点あると考えております。1点目は町民の方に行政サービスに関する情報の周知や活用促進を図る役割です。伝える内容としては町主催の行事・イベントなどの情報や補助金や手当のご案内など、行政として説明責任を要する情報などです。2点目は町民の方に町勢をめぐる現状認識とそれに基づく問題・課題を提起し、参画を

促す役割です。例えば町が策定する各種の計画案の提示や町の重点政策の必要性の周知などがあります。このように広報誌は、そもそも行政政策を正確に伝えるものであることから、行政サービスや重要政策を周知することを重点的に行うことといたしました。このことについては以前より役場内で議論してきたことではあります。議論してきたことではありますが6月議会の委員会及び全員協議会において広報誌のあり方が問われましたので、これを機会に広報誌は役場からのお知らせや重要政策を周知することに特化させることというふうにいたしました。次に区長配布の配布物のあり方についてのご質問ですが、区長配布はそもそも役場が発信する情報のうち、全てのご家庭を対象に確実にお知らせしなければならない情報を集落のまとめ役となっておられる区長様にお申し送り配布することとなっております。また配布以外にも交通災害共済加入金の取りまとめなども行っていただいております。その配布や取りまとめなどについては報酬をお支払いしております。そのため役場以外の団体が、発行し配布するものや様々なとりまとめをお願いすることは、役場の区長配布や区長依頼とすることはできないというふうに考えております。次に池田町デジタル化についてのご質問についても私よりお答え致します。池田町ではケーブルテレビの光ファイバー化や生徒へのひとりひとり端末の整備など今後のデジタルトランスフォーメーションDXの推進に向け環境整備を行っております。行政分野のDXにつきましては先進的に取り組んでいる自治体の事例研究や専門家のアドバイスを受けながら推進を図りたいと考えております。民間分野でのDXにつきましては光ファイバー等の環境整備を活用していただき、それぞれの分野での推進をお願いしたいと考えております。以上丸石議員のご質問のお答えと致します。

○佐野課長

議長 住民税務課長 佐野

○飯田議長

住民税務課長 佐野 君

○佐野課長

わたくしよりマイナンバーカードの普及促進にかかるご質問についてお答え致します。1点目の現在の普及率と今後の目標についてですが、申請が済んでいる方の数は8月末現在で1061枚、人口比で43.2%となっており、交付枚数では813枚で人口比で33.1%となっております。現在実施しております取得促進キャンペーン事業における取得目標は70%としており、約1700枚を目

指しております。目標達成に向けてキャンペーン事業、周知活動に加えて9月から10月にかけて各集落への出張受付や職員による営業活動などを行っていく計画をしております。2点目のコンビニ交付で取得できる証明書の種類と利用状況については、池田町民が取得できる証明書は4種類ございます。1つ目は住民票の写しで本人と同一世帯員の方です。なおマイナンバーと住民票コードの記載はできません。2つ目は多目的利用の申請をしている方について印鑑登録証明書の本人分が取得できます。3つ目は税証明書として所得課税証明書、納税証明書、固定資産証明書で本人分に限りです。4つ目は戸籍証明書と戸籍附票の写しです。本人と同一戸籍人のものが対象となります。なお除籍謄本等は取得できません。利用状況につきましては令和2年度一年間で242件、月平均20件程度の利用があり、令和元年度に比べて100件近く増えております。3点目のアピール方法については、現在池田チャンネルで動画を放送しております。総務省の動画を利用致しまして安全性や利便性をご案内しております。併せましてキャンペーン事業や集落へ出張申請のご案内もさせていただきます。4点目の今後の活用については、10月からは一部の医療機関で健康保険証としての利用が可能となります。池田町診療所においても12月を目途に利用開始する予定です。医療費情報の確認も可能になりますので確定申告の医療費控除においてマイナポータルを利用することにより領収書がなくても手続きができるようになります。今後は介護保険の被保険者証としての利用や各種免許、国家資格での利用も計画されておりますので免許や手帳などの所持が不要になります。さらに令和6年度には運転免許証との一体化が予定されており、住所変更の手続き等が簡略化されます。その他、就労関係での利用も計画されております。今後活用範囲は拡大していくものと思われま。以上丸石議員についてのご質問へのお答えとさせていただきます。

○中村課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村課長

丸石議員の観光事業に関するご質問にお答えさせていただきます。はじめに池田農村観光協会の仕組みと役割についてのご質問についてお答え致します。池田農村観光協会は、平成24年5月に池田町の農村資源を活かした観光

振興と地域経済との連携を目的として、町内 5 つの事業者により設立されました。また池田町は顧問という形で関わっております。現在の会員は 13 事業者となっております。事業については、役場の観光行政の外部委託として観光案内、マスコミの取材対応、SNS を活用した情報の発信、ホームページの管理など情報管理を行っております。またフリーペーパー 池田ごのみの発行、旅行雑誌への広告掲載など、池田町への誘客や町内業者が行う商品開発の支援、マルシェ運営の事務局業務を行っております。次に観光協会の今後についてのご質問ですが、観光協会本体については会員の事業者の方々に検討するとお聞きしております。次に池田町における観光DMOの進捗状況についての御質問でございますが、まず観光DMOとは地域の自然、食、芸術、風習等を観光資源としてとらえ地域の関係者との協働により、観光を核とした地域経済の活性化を図る組織として理解しております。設立に当たっては観光を通じての地域づくりの目的と役割、組織、財政及び人材の確保と、多くの課題があります。そのため現在他の市町村のDMO設立又は運営を参考に調査を行っている段階であります。以上丸石議員の質問の答えとさせていただきます。

○長谷川課長

議長 木望の森づくり課長 長谷川

○飯田議長

木望の森づくり課長 長谷川 君

○長谷川課長

わたくしからは丸石議員ご質問の山林の寄付及び告知の方法についてお答え致します。まず山林の寄付につきましては平成 31 年 4 月より森林経営管理法が施行されたことを受け森林所有者が経営や管理が困難な方からご相談や申し出があった方から寄付を受ける取り組みを始めているところでございます。また木望の森 100 年プロジェクトにおいて、林家組合長からの要望に応じて行う集落説明会などで詳細について、随時説明してまいりたいと考えております。以上で丸石議員のお答えと致します

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長



町長 杉本君

○杉本町長

わたしが主催する自治のまち育てを考える懇話会及び環境向上活動グレードアップ懇話会について報告せよとのことでもあります。自治の懇話会につきましては男性4名、女性3名の7名の委員をお願いいたしております。また環境の懇話会につきましては男性4名、女性4名の8名の委員をお願いいたしております。また事務局として2名から3名が出席いたしております。これまでに両懇話会は2回ずつ開催し、有意義な意見交換を頂いておりますが、現時点において特段議会にお伝えすべき内容はございません。以上報告とさせていただきます。

○飯田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、丸石 純一 君 よろしいでしょうか。

○丸石議員

議長、丸石

○飯田議長

丸石 君

○丸石議員

一点ほどあの再質問させていただきます。あの先ほど町長の回答の部分になるんですけど、今回議事録という形は、残さないのでしょうか。

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

あの今ほど申しましたように私が主催しているということですが、催しという言葉を使っているわけではありません。司るという、いわゆ

る私が切り盛りをする懇話会と言うことになってございまして、私がどちらかといえば、意見を求める、そしてその意見を伺いしてメモする。そういうような体制でやってございまして、議事録等は取らない、あるいは公開はしない、という対応でさせていただいておりますので、ご了解、ご理解をいただきたいと思います。

○丸石議員

ありがとうございます。

○飯田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、丸石君。

○丸石議員

大丈夫です。

○飯田議長

よろしいですか。これにて、丸石純一 君の一般質問を終わります。

○飯田議長

次の質問者に移ります。宇野 邦弘 君

○宇野邦弘議員

議長、宇野 邦弘

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます 大きく4点にわたって質問いたします。

1つはバイオマス活用推進計画について。とりわけ木質バイオマス活用の推進についてです。ご存知のように異常な豪雨、台風、猛暑など温暖化がもたらす気候危機が大問題になっています。原因であるCO<sub>2</sub>排出を今後10年足らずの間に半分まで減らせるかどうか、まさに人類の未来がかかっていると思います。国連の気候変動に関する政府間パネルは、2050年までに温室効果ガスの排出実質0を達成して、その後も大気中のCO<sub>2</sub>を減らすことなどによって、21世紀末までには世界の平均気温上昇を産業革命前の時に比べて

1.4℃に抑えることができる、こう言う立場で各国に行動を呼びかけています。まあ日本政府も遅まきながら 2050 年のCO<sub>2</sub> 排出 0 を表明し、そのためにも 2030 年までに 2010 年比で 45%削減をやろうと、まあこういう提起を日本政府もしました。30 年までの目標はEU諸国やイギリス、アメリカなどは、5割6割、こういう削減目標です。日本の 45%削減目標、これはあまりにも低い現状であります。しかもその中身は石炭火力を新しく作る、最悪の環境破壊をもたらす原発に依存する、水素の利用技術まだ実用化の目処が立っていないその新技術を前提に 2050 年CO<sub>2</sub> 排出 0、こういうある意味では残念ながら口先だけの計画です。まあこういう不十分さがありますけれども少なくとも今政府は全国で少なくとも 600 を超える自治体で温暖化対策推進計画の策定を求めています。またバイオマス活用の推進基本計画、平成 28 年 9 月に策定し、地方公共団体に活動推進を呼びかけています。例えば県外の町でありますけど、こうしたバイオマス推進計画書、いうのも進んだ自治体では作っております この点での池田町での取り組みはどうなっているのかお聞きいたします。バイオマス活用についてとりわけ山林資源が豊富な、この池田町では、木質バイオマスの活用推進が、本当に大事だと思いますけれども役場新庁舎建設などに伴う活用も含めてどのような木質バイオマスの推進計画があるのか。本町での計画立案、予定はどうなっているのかお聞き致します。また全体の計画ができてなくても、例えば町として、チップ工場、今森林組合が合併に伴って、池田にチップ工場を作るんだという案が当初ありました。しかし今、合併した森林組合の中ではその話は、事実上立ち消えになっています。せいぜい池田町に土場木場、集積場を作る、まあこういう案にすぎないものになっています。森林環境贈与税の活用、まあこういうことも含めて木質バイオマス、思い切った活用、チップ工場なども町が〇〇〇發揮して、作っていくやはり必要ではないでしょうか。まあ見解をお聞き致します。脱炭素社会の実現本当に待ったなしです。日本共産党は 2030 年までに 50%か 60%削減し、気候危機を打開する 2030 戦略を発表しました。省エネと再生可能エネルギーの大規模の推進で脱炭素社会を実現する総合的な計画です。その点で 再生可能エネルギー推進についての町としての計画はあるのでしょうか。部子山尾根筋での巨大な風力発電、これは全くエコでもありません。貴重なイヌワシの生息地、まあこういうことも明らかになっています。当然完全に中心をやるべきでありますけれども、同時に小型の風力発電、地産地消の小水力、太陽光発電推進、本格的に今進めるべきですが、町長の所見を求めます。

大きな 2 点目、米価の下落対策についてです。コロナ禍の下でコメの需要減少に歯止めがかからず、昨年度産米の過大な在庫の下で米価下落は底なし

です。JAの今年の買取価格はコシヒカリで10,500円1俵、いちほまれで12,000円と、昨年度に比して、いちほまれの場合3300円もの暴落となっています。生産費は15,000円1俵と言いますから、まさに作れば作るほど赤字、こういったみたいです。コロナ禍の需要減少による過剰在庫、これは国が責任をもって市場隔離すべきです。一部、子ども食堂などに供給する、こういうことは進んでいますけれども、さらに困窮世帯への無償の提供など、市場から隔離して、新たな暴落を防ぐべきです。同時にこんな事態になっても毎年77万トン、ミニマムアクセス米、外国から輸入し続けています。全く米の暴落に対する無策の今の政権ではないでしょうか。このままでは池田の田んぼを支えている専業中心農家はもちろん、兼業で頑張っている多くの農家が流れをうって農業から離れてしまいかねません。昨年度も大幅な下落でした。今年はさらに先ほど申し上げましたとおり大きく値下げという状況になってしまいます。町としてもこうした農業政策の転換今こそ国に求めるべきだと思いますが見解をお聞きいたします。まあコロナ禍により多くの国民が生活困窮に直面し命の危険にさらされているにもかかわらず五輪やパラリンピック開催優先させ、今の国会でも国会も開かず次期総裁を選ぶ権力争いに明け暮れている自民公明政権は米価下落にも、一切手がけを取ることはありません。今こそアメリカでも行っているような不足払い価格支持制度、しっかりとること。戸別所得補償復活させること国による需給調整の実施ミニマムアクセス米の削減、こうした食料困窮者への食糧支援、こうした制度化などアメリカのような生産と消費の両面で支える政策は求められていると思います。誰が自民党の総裁になっても、こうした政策とれないと思います。来たるべき総選挙でいま日本共産党も含めて野党連合政権、政権交代で本当に農業食糧を守る政治に変えよう、CO2の本格的な削減できる政府に変えよう、こうした点も触れさせていただきまして、まあ町長の農業、米を守る所見についても伺いたいと思います。

三点目に町の広報いけだについてです。先ほど同僚議員からありましたけれども7月から広報の中身が変わりました。その理由に議会での意見もあり変更した、7月の広報では大きなスペースでそのことも触れられていました。お聞きいたします、議会でどんな意見が出されたんですか。6月議会初日の全員協議会でわたくしは、掲載予定のひこばえの会の方の文芸作品に対して、これ中身は問題だから変えてくれないか、こういう担当者からの声があった、これはおかしいんじゃないか、文芸作品に対して変更を迫る、こういう意見を言っただけであります。これに対して3日後の議会最終日の全員協議会で町長から、今後広報はまちのお知らせなど純然たる広報にしていく。町内の民間のいろんな団体のことは、もう載せない。薄っぺらいものになるが

こういうことだ。まあ説明されました。これに対してほかの議員からも、それはおかしい、こういう意見が出された、それだけの話です。なにも議会で広報の内容を変更する、掲載情報の検討せよ、まあこういう意見が出されたわけではありません。個人のことは載せないと言いながら例えば8月の広報、確かに徳南選手オリンピックで頑張れたでしょう。表紙含めて3ページに渡って個人のこういう頑張りを見せている。ひこばえの会や老人クラブのゲートボールや子どもたちの、そういう町民の生のいろんな動き、丸石議員からも話ありました。町民楽しみに待っているんです。ところがこういう中身に薄っぺらいものに変えられた。お聞きします、この3日間、6月議会の初日と最終日の全員協議会のその間に、誰が、どこで、どんな相談をして、どういうメンバーでこうした方針変更を決めたのですか。まあ以前から内容検討というのがあった、先ほどの答弁でありましたけれども、時系列で説明を求めます。従来のように町民から喜ばれている中身を改めてやっば町民みんなが読まれる慕われる広報への転換を求めて、最後の質問に移ります。

コロナ禍を乗り越える問題です。まあコロナ禍のもとで労働者の実質賃金、自営業者の収入は、大きく減っている一方、日本トップ50人の資産はこの2年間で19兆7000億円から27兆5000億円に膨れ上がっています。格差は広がるばかりです。改めて医療や介護施設への減収補填、中小零細業者や農業者への支援を繰り返し行うよう国に求めていただきたい。感染を封じ込め、子供達はマスク無しで安心して暮らせるためにも、無料のPCR検査、これは諸外国ヨーロッパなどでは先進7カ国では、無相談でも希望者の検査を実施しています。オリンピックやパラリンピックでは選手だけでなく関係者を原則毎日検査してきました。来年度補正予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、昨年度の補正予算で出されています。まあこれはコロナ対応のための取り組みである限り、原則地方公共団体が自由に使えることになっているものです。また今年の補正では、4月に事業者支援分、新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金の創設されています。これらの交付金は池田町ではこの間合わせてどれぐらい交付されてきたのか、その使い道はどうだったのか、改めてお聞きしたいと思います。まあ今後の対応として子どもたちや学校や児童館、介護施設などの職員への定期的な無料のPCR検査。これは絶対国に求める。まあ町独自としても、そんなに多い人数ではありません。町独自で実施できないかどうか。っていうことも検討を求めて、私質問と致します。

○長谷川課長

議長 木望の森づくり課長 長谷川

○飯田議長

木望の森づくり課長 長谷川 君

○長谷川課長

わたくしからは宇野議員ご質問の地球温暖化対策推進計画、バイオマス活用基本計画に基づく池田町の目標や考え方。2点目として木質バイオマス活用計画、3点目 森林環境贈与税の活用によるチップ工場整備についてお答えいたします。まず1点目の地球温暖化対策推進計画及びバイオマス活用基本計画に基づく池田町の目標や考え方についてお答えいたします。今般国は地球温暖化対策推進法を改正し、基本理念を追加し、パリ協定における2℃の温度抑制目標を2050年までの脱炭素社会の実現にあげ、市町村の実行計画、制度の拡充と再エネを活用した地域脱炭素社会事業を推進する仕組みの創設を図りました。池田町は以前に策定した実行計画がエコオフィスを中心としたものでありましたが、今後は地域エネルギーの循環と自立、地球温暖化対策ともなるバイオマスエネルギーの拡充と町土の92%を占める森林の豊かさ、価値を高める木望の森100年プロジェクトを推進して行きたいと考えております。次に2点目の木質バイオマスの活用計画の現状についてでございます。町におけるバイオマスエネルギーの供給とチップの製造システムについては、役場新庁舎事業と合わせた面的な導入を検討しております。最後に3点目の森林環境剰余税活用によるチップ工場の整備についてでございます。森林環境贈与税につきましては地域の森林管理や林業振興を対象とし自主財源として使えるものとなっておりますが、施設整備については各種補助金があり、それを用いた方が有利と考えております。以上で宇野邦弘議員のお答えと致します。

○中村課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村課長

宇野邦弘議員の米価暴落対策についてのご質問にお答えさせていただきます。町としての米価下落によると補填策などは考えられないか、のご質問でございますが、池田町における主食用米生産数量1200tのうち農協買取数量

400t 自主販売および 自家用米 800t となっております。池田町においては各農家または組織的に販売を行っているお米について、一定の価格が保たれているものと考えています。池田町は平成 18 年度より生命にやさしい米づくりに取り組み、安心安全な品質、農業を通じて守られる農村環境など、農家の農家皆様の真面目な姿勢は、町全体の取り組みとして評価を頂き、自主的な販路により、池田のお米をお求めいただく結果につながっているものと考えています。一方農協への出荷分についてでございますが、今後においても農協の主体的な取り組みが重要と考えており、目下町としての米価補填については検討しておりません。以上宇野邦弘議員の質問の答えとさせていただきます。

○森川課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○森川課長

わたくしより宇野議員の広報誌についてのご質問およびコロナ対策についてのご質問にお答え致します。池田町の広報のあり方につきましては丸石議員にお答えしたとおりでございます。この広報のあり方については、以前から検討しており、私たちは考える本来あるべき広報誌の形に戻す事と致したところであります。次にコロナ対策についてですが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は今後の交付見込みも含めると 2 億 6700 万円ほどになります。交付金の活用方法は商工事業者への充実した支援金や各家庭の地域応援券の支給事業、光ファイバーとの整備事業、教育施設や避難所公共施設の感染予防対策等、幅広く活用させていただいております。なお事業者や農業者への支援及び PCR 検査体制充実についてのご質問ですが、全国町村会が全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望を取りまとめ、令和 3 年 9 月 8 日に国に対し要請活動を行っております。その中で支援の強化や対策の拡充を求めています。以上宇野議員へのご質問のお答えと致します

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

わたくしから一言あの申し上げたいと思いますが。町報のあり方についてはいざ知らず、今ほど我々のその町報の中で徳南選手を取り上げたことは不適切だみたいなご発言がありました。これは訂正と謝罪をいただきたい。徳南選手はオリンピック 2 回大会出場されているんですし、町の栄誉賞を授与している選手であります。我々一般の町民とは格が全然違うと私は思っております。担当者においても歴史にないわけでありますから、池田町の町民がオリンピック 2 回大会出場しているということ、まあ賛辞を送り拍手を送りたい、そういう意味でうちの担当者も、徳南選手を 1 つクローズアップしたいということだろうと思います。その決裁はわたくしも致しております。その選手を今取り上げて町報で載せたことについて、さも情報の取り扱いが不手際であるようなご発言をいただきました。私個人的にもそのような発言を看過することができない。ご認識を改めていただきたいと思ひますし、徳南選手に申し訳ない。一言謝罪を頂けるような内容なものだと私は思ひます。一度検討いただきたいと思ひます。

○飯田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野 君。

○宇野邦弘議員

議長、宇野 邦弘

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

はい、あの、3点あります。1つはあの チップ工場の件で、あの森林環境譲与税を活用してってということも若干触れましたけれども、その、町としてこういう工場を建設する。そういう方向性、意思はないのか。まあそれが具体的にね、あの各種補助金を活用しようとして森林環境税のその活用しようとして、それはあの次の段階ですので、そういう計画は無いのか。まあ持つべきじゃないかと言うことです。それからあの米価暴落については、あの例えば町単独で永平寺町などでは、若干の米価暴落対策をとっていると言うふうに聞いておりますけれども、そういうことも含めて是非検討していただきたい。広



報の問題については、あの何もこれを載せたのがけしからんじゃなくて、これだけのスペースを片や取りながら、片やそういうあの町民のいろんな取り組み、そのスペースを全部なくしてしまうということについて言ったわけでありまして、徳南選手のことを取り上げるのはけしからんということは一言も私は言っていない。まあそういう、ちょっと不規則発言です。もしそういう風に受け取られた、町長が受け取ったとしたら、その点については町長してそう受け取らせる私の発言については、舌足らずだったということであのあれしたいと思います。発言中です。議長。いいですね。はい、いう点でなお、まあこの6月議会の時にその経費的にもまあこれで少しあのう削減できるみたいな趣旨のことを言われたかなって思うんですけども、実際まあベースが減って予算的にはどれぐらい減ったのかというのも、まあ質問にはありませんけれども、もし分かれば答えていただきたいと思います。

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

私に謝罪をいただけることではなくて、徳南選手に謝罪をすべきだと私に申し上げたこと。あまりにも無礼ではありませんか。2回大会連続オリンピック出場している選手をつかまえて、町報で載せたところスペースが取り過ぎだと、そういうご発言でしょ。これは全く私どもに謝るとか謝罪するというかは、徳南選手に無礼ではありませんか。そういうふうに謝罪されるのが本来はありませんか。私はそういう風に思います。それから町報の事につきましても先ほど来から総務課長が答弁をさせていただいておりますけれども、町報そのものというものについては、宗教政治的な主義主張そういったものは載せない、載せてはならないということになっているわけでありまして、6月で議論されたことにつきましては私が聞きおよんでいるのは、だから政治的、行政的な関係があるというような理解のもとに担当者がその方について少し訂正とか修正はできませんか、というようなことを申し上げそうですけれども、ご本人は納得されたと言う風になっていたんですけども、ほとんどのまあ訂正というか修正はなく、そのままそれ以上は言えないと言うようなことで載せて議論になったというふうに聞いておりますが、今申しま

したように、いち担当者で政治的信条だ、宗教的信条だ、主義主張だというところに線引きをして対応しろという事になれば、担当者はよほどのことがない限りそのような対応が出来るものではありません。ですから私どももいたしましては本来あるべき町報の姿に戻した方がいいのではないかと、というこれまでの協議を踏まえながら、全員協議会等でも私の方向性を示したわけでございます。議論をしたということが、なにか気に食わないようなご発言が先ほどから続いておりますけれども、議論というのは何か討論をしたとかというような考え方でいらっしゃるのかもしれませんが、6月の委員会から全員協議会に至るまでの間に、いわゆる議論するということは方向性を示していくと言うことが、議論というものの意味であるわけでありまして、勝敗を決していく討論をするというような、そういう場面ではなかったわけでございます。そういう流れを踏みながら方針を示して、誰も解りやすいものにするには、原点へ戻して町政の本来の姿に戻した方がいいのではないかと、いう風に、全員協議会の場でも私がそう申し上げて、さほどというか議員各位から何か異論が出たという覚えはないわけですから、そのように対応した次第でございます。ましてや町報の中で議会の指示があったなどとは、とても書けないわけでありまして、議会の中でも御議論をいただいたというようなことで、一文が入っているのだと思います。そして町報は、ミニコミ誌ではありませんから原点に戻した方がいい、あるいは各種団体等の活動を知る機会があるからとそういうふうにおっしゃいますけれども、活動が盛んになればなるほど、それぞれの諸団体においてその活動の成果なり、情報を共有化するための町民に対する配布というのは、それぞれの独自の取り組みでやれるそれが本来のまちづくり活動というものになるのではないかと。私はそういうふうにも思っております。また区長配布につきましても、月に1回2回というふうにおっしゃって簡単におっしゃいますけど、区長さんにおかれましては配布物をそれぞれに区分けして、そして各家庭にお送りしてという、かなり大変な作業をいただいているわけでありまして、1部増えたぐらいは2部増えたぐらいは関係ないだろ、そんなことにはならないわけでありまして、区長さんの方からも、配布物については極力吟味をして欲しいという、そういうご要請もあるわけでありまして。そういったいろいろなものの積み重ねの中で、今回たまたまと言ったらお叱りを受けるかもしれませんが、議会のご指摘、疑問点が示されたところを1つの機会として町報につきましては原点に戻そうではないかと、言う我々内部の協議の結果、そのように取り扱って次第で御座いますので、そのようなこといろいろご理解を頂いてご対応を頂きますようお願いをしたいと思います。徳南選手に対しては謝罪されるべきだと私は思います。今一度ご検討いただきたい。

○飯田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野君。

○宇野邦弘議員

議長、宇野 邦弘

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

あの議会、7月の広報でわざわざ一定のスペースをとって、今まで役場の中でいろいろ広報を今後どうしようかという、検討もあった中で、まあこういう方向に変えるんだと言う風に決まったということですけども、じゃあ何や議会の中でその論議されて、わざわざそういう一言が大きく入れたんでしょうか。そこはだから議会でこの変えろという意見があったから変えたんだみたいね、少なくとも7月の広報をみたら、そういう風に受け止められる。町民からもそういう風に議会で変えろと言うたんかと、こういう声も私も直接聞きました。逆にそういう誤解をやっぱ招いたことじゃないかなというふうに思います。

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

議会での機会を与えたのは事実ではありませんか。議会でそういうご指摘疑問点を示されたことが、引き金になったことは間違いないわけで、議会からの指示があったとかっていうことで書いてはないと私も先ほど申しました。議会の中で議論があったというふうには、記載を致しましたけれども、議会から指摘されて、あるいは議会の命令においてなどと言うことは、書いてないではありませんか。議論というのは、先ほど申しましたけれど、も丁々発止勝敗を決めていくという討論と訳がちがあって、別に方向を決めていくということですから、意見がもりもりと盛り上がるのが議論をしたと

ということにはならず、期間中にそういうお話があったということも 1 つの議論があったというふうに解されるものでございますので、そのように町報としては載せた次第でございます。それと徳南選手の話は別問題であります。ちゃんとお検討いただきたい。

○飯田議長

これにて、通告者による一般質問を終わります。  
宇野君。

○宇野邦弘議員

はい。宇野邦弘。再再再質問なりますけど、いいんですか。発言の機会 3 回までということですが。徳南選手のことを特別扱いしているという問題に対して間違った受け止めを、まああの徳南選手もうすると言う風に、まあ町長の思いでしたら、その点については謝罪致します。はい。

○飯田議長

これにて、通告者による一般質問を終わります。  
先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありました  
が、これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
これをもちまして、質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 50 号から議案第 58 号までを、会議規則第 38 条の規程により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います  
ますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○飯田議長

異議なしと認めます。  
よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。  
ただ今、常任委員会に付託いたしました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。  
以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会（さんかい）します。

(散会時間 15:02)

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員